



「官報」について

図書館で所蔵している資料について、問い合わせの多い質問にお答えします。

☆ 官報って？

国が発行する機関紙で、明治16年(1883)7月2日に創刊しました。

国の広報紙として「国から国民に知ってもらいたいこと」、また

国民の公告紙として「国や会社からの各種公告※」を掲載しています。

※公告…国家または公共団体が文書によって一般公衆に告知すること。(法)会社が、官報～略～いずれかの方法で自社の情報を株主や債権者などに直接伝達すること。(広辞苑第6版より)

☆ 何が載っていますか？

法律、政令、条約、国会事項、人事異動、裁判所公告、会社公告(合併公告、決算公告など)、政府調達など。通知、通達は掲載されません。

※法令公布と時期…「法令の公布は、官報をもって行うのが相当」、「印刷局本局及び東京都官報販売所における官報掲示時刻である朝8時30分」であるとされています。(最高裁判所判例)

※公布…(法)成立した法律・命令・条約を発表し、国民に周知させること。官報によって行われ、成文法はその後に施行するのが原則。(広辞苑第6版より)

※その他、国民の祝日、地価公示、皇室情報なども掲載されています。

☆ どこに置いていますか？

3階に過去約1年分を置いています。

1年以上前のもの=製本官報(明治16年8月、明治17年1月～)は書庫にあります。

法令の公布日等、必要年月日を確認の上、3階窓口で請求してください。

※土・日・祝日等を除く毎日発行されています。古いものは欠号もございます。ご了承ください。

☆ ご自宅のインターネットでも

◆首相官邸ホームページ>資料集>官報

直近1年間の官報ダイジェスト(本紙・号外の目次)をご覧になれます。法律・政令・条約は本文も見られます。

<https://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/index.html> (2018/1/19 確認)

◆国立国会図書館デジタルコレクション

明治16年(1883)7月2日～昭和27年(1952)4月30日発行分まで確認できます。

<http://dl.ndl.go.jp/> (2018/1/19 確認)

◆インターネット版官報(国立印刷局提供)

当日を含めた直近30日分の官報情報(本紙・号外・政府調達等)の閲覧が可能です。

<http://kanpou.npb.go.jp/> (2018/1/19 確認)

◆官報目次検索(全国官報販売協同組合提供)

1996年6月3日以降の目次が検索できます。

<https://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/> (2018/1/19 確認)

※詳しい調べ方は、国立国会図書館ホームページのリサーチナビも参考にしてください。

☆ こんなことも

日付がわからないときは、手掛かりになるキーワードを挙げ、日を特定します。

※官報情報検索サービス…対象期間(昭和22年5月3日～当日)内において、キーワードをもとに職員が検索し、日付を確認します。詳しくは3階窓口まで。

Q元号が変われば官報に掲載されるか?

→昭和64年(1989)1月7日には、
改元についての政令が掲載されています。
翌日から施行されました。(右図)

わからないことがあれば、
なんでも気軽に
図書館員におたずねください。

